

こ支虐第231号
こ支家第280号
令和7年6月6日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
家庭福祉課長

児童相談所及び児童福祉施設等における一時保護中の保護者対応等について

今般、佐賀県の児童福祉施設において、一時保護委託中のこどもの保護者から職員が切りつけられ、お亡くなりになるという大変痛ましい事件が発生しました。

これを踏まえ、児童相談所及び児童福祉施設等における一時保護中の保護者対応等に係る留意事項について下記のとおりお示しするので、管内の児童相談所及び児童福祉施設等に対し、適切な対応に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 基本的な考え方

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護によるこどもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面でこどもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながらこどもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間である。

一方、一時保護によりこどもと分離された保護者は、同意しているか否かを問わず、今後の見通しが分からないまま不安な毎日を送っている可能性がある。特に、一時保護当初は、保護者は混乱しており、他方で援助の方向性が定まっていないことなどから、細心の配慮が必要である。

このため、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）、「一時保護ガイドラインの全部改正について」（令和6年3月30日付けこ支虐第165号こども家庭庁支援局長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日付け児企発第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）等においてお示ししている、虐待等を受けたこどもの一時保護の考え方

やその対応方法等について参照の上、これらに基づく適切な対応を徹底いただくよう改めてお願いする。

2. 児童相談所における対応について

(1) こどもの居所の開示について

一時保護が行われている場所（こどもの居所）については、原則として保護者に通知することとしているが、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第12条第3項の規定により、児童虐待を受けたこどもについて、保護者に対してこどもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又はこどもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、こどもの居所を明らかにしないこととされている。一時保護の開始に当たって、こどもの居所の開示の適否については、保護者の状況等を踏まえて適切に判断すること。

また、当初はこどもの居所を保護者に通知したものの、強引な引取り等によって、こどもの保護に支障を来すおそれがある場合には、一時保護施設や一時保護委託先（以下「一時保護施設等」という。）を変更の上、こどもの居所を非開示とすることも検討すること。

(2) 保護者対応について

一時保護を開始した後の保護者対応については、保護者からの連絡窓口となる担当児童福祉司を決定の上、保護者に対し、面会その他の連絡は当該担当児童福祉司が受けることを伝えること。この点は、保護者と一時保護施設等の間で連絡事項が生じる場合であっても同様であり、一時保護施設等からの連絡も、担当児童福祉司を通じて行うこととなる旨を保護者に伝えること。なお、下記3のとおり、一時保護施設等に直接保護者が連絡してきたような場合には、速やかにその状況を児童相談所に連絡することとしているため、その際には保護者対応等について適切に対応すること。

(3) 保護者の状況に関する情報共有について

児童相談所は、一時保護開始の段階で、一時保護施設等が保護者へ対応する上での判断材料となる保護者の細部にわたる情報を一時保護施設等に共有するとともに、その後も、保護者の状況の変化に応じて、随時、共有することを徹底すること。

特に、再び児童虐待が行われるおそれや、こどもの保護に支障を来すおそれが認められる情報は速やかに共有すること。

(4) こどもと保護者との面会について

こどもと保護者との面会については、こどもの安全・安心と最善の利益を前提に、こどもの意見を十分に聴取し、こどもの意思や気持ちも踏まえて総合的に判断する必要がある。面会を全部又は一部認めることが適切と判断し、実施する場合、面会中の保護者とこどもの状況観察、並びに突発的な事態に備えるため、必ず児童相談所職員等が同席する。同席することによって、親子関係、こどもの反応、保護者の対応など、援助方針策定にとっての重要な情報を得ることができる。同席した職員は、こどもの状況等を踏まえて、事前に設定した面会の方法等にとらわれず、柔軟に対応を行う。

また、安全面の確保等の課題から、一時保護が行われている場所での面会が適当

でないと考えられる場合には、児童相談所において実施するなど、実施場所や方法について十分に検討した上で対応すること。

(5) 警察との連携について

一時保護中のこどもについて保護者等の強引な引取りに対しては、必要に応じ、こども又は担当児童福祉司等に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対して、児童虐待の防止等に関する法律第 10 条に準じた対応を依頼し、これに基づく連携を図ること。

3. 児童福祉施設等における対応について

(1) 保護者対応について

上記 2 のとおり、一時保護中の保護者対応については、担当児童福祉司を連絡窓口とすることとしているが、一時保護委託先である児童福祉施設等（以下「児童福祉施設等」という。）に直接保護者が連絡してきたような場合には、保護者に対して児童相談所へ連絡するよう伝えるとともに、速やかにその状況を児童相談所へ連絡すること。また、児童福祉施設等においては、児童相談所と連携しつつ、以下の点に留意の上、対応を行うこと。

- ・ 児童福祉施設等が保護者へ対応する上での判断材料となる保護者の細部にわたる情報は、児童相談所から児童福祉施設等に対して提供されることとなっているが、児童相談所からの情報提供を待つだけではなく、児童福祉施設等においても、必要に応じて児童相談所に対して情報収集を行うとともに、関係職員に情報共有すること。
- ・ 保護者の来訪予定や対応方法について、朝会などで職員に情報提供し、来訪者に対応する職員との確認を徹底すること。
- ・ 不測の事態が生じた場合に必要な協力が得られるよう、日頃より警察等と連携するとともに、緊急時においては、躊躇なく警察等へ応援要請を行うこと。

特に、一時保護中に保護者から児童福祉施設等に対して面会希望について直接連絡があった場合には、面会には児童相談所職員等が同席する必要があることから、保護者が児童相談所と調整するよう伝えるとともに、保護者から連絡があった旨を児童相談所に報告すること。面会を実施するに当たっては、面会中の保護者とこどもの状況観察や突発的な事態への備えが必要となるため、必ず児童相談所職員等を同席させること。また、面会前のこどもの様子を児童相談所へ伝えるとともに、こどもや保護者との関係性が児童相談所、児童福祉施設等でそれぞれ異なることを踏まえ、面会后に両方で面会時の評価を行い、それぞれのアセスメント結果を共有すること。なお、保護者との面会に関しては、児童相談所において、こどもの安全・安心と最善の利益を前提に、こどもの意思や気持ちも踏まえて総合的に判断することとなるが、こどもの意見を聴取するに際しては、児童相談所の求めに応じて児童福祉施設等としても協力すること。

(2) 安全の確保について

児童福祉施設等における安全確保に関する取組については、これまでも「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成 13 年 6 月 15 日付け雇児総発 402 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障

害福祉課長通知) 等において示すとともに、令和5年4月1日からは、安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定することとし、「児童養護施設等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和5年1月31日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）において、その策定に当たっての留意事項を示したところである。

各児童福祉施設等においては、上記通知等に基づき、日常の安全管理及び緊急時の安全確保を行うほか、職員の研修や訓練、安全計画の見直しを定期的を実施し、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。